

海外における在住外国人の言語学習制度

日本における外国人登録者数はこの10年で約169万人から約208万人（2011年末）へと増加した。日本は少子高齢社会にあり、人口減少が見込まれている中、外国人の受け入れに対する議論は今後ますます熱をおびると予想される。

しかしながら外国人が日本で生活する上で必要な日本語の学習機会については、一貫した政策や制度等がないまま現在に至っている。一方、移民受け入れに関して長い歴史をもつ国々では、在住外国人に対し言語学習プログラムを実施している例が見られる。

本特集では、はじめに有識者から日本の現状について総論的に述べ、続いて諸外国における在住外国人に対する言語学習制度の現状を紹介する。

1

在住外国人に対する「言語学習」の重要性

学習院大学文学部日本語日本文学科教授 金田 智子

日本における在住外国人の現状

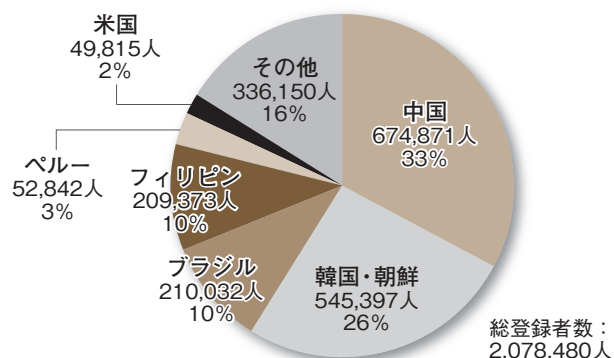
日本に暮らす外国人（外国人登録者）の数は2005年に200万人を超えた。その後の増加、そして減少を経つつも、200万人台を維持している。在住外国人が総人口に占める割合は先進諸国に比べれば決して高くはないが、20年前に比べれば、2倍近い外国人が日本に暮らしている。特に、中国、ブラジル、フィリピン、ペルーの人々の増加は著しい(図1)。

就労を目的に来日する外国人の場合、留学生とは異なり、日本語学校などで日本語や日本文化について学ぶといった、日本社会への適応のための準備期間を経験せずに、来日直後から仕事を中心とした生活を送る。仕事に追われ、計画的・継続的な日本語

学習などとは無縁のまま、ごく限られた日本語しか使わずに、日本で生活を続けている人も少なくない。2008年以降の世界的不況や2011年の東日本大震災の影響で日本を離れるブラジル人が少なからずいるとはいえ、短期間の就労を目的に来日した人々の定住化・永住化は進んだ。その結果、滞日十数年となっても、火事や事故など緊急事態が発生した際に、自分では通報ができない、通訳を連れていかないと医療機関が利用できない、さまざまな書類の記入を求められても、どこに名前を書けばいいのかわからない、という人々が存在しているのである。

日本語が公的に使用される国において、日本語を母語とする者とそうでない者とが共存する社会を作っていく場合、日本語を母語としない人々に対する言語面での支援は、さまざまな情報提供を複数の言語で行う多言語サービスと、日本語を学ぶ機会や環境を作るといった日本語学習支援とに大別される。前者については、「やさしい日本語」を用いるという動きも含まれるであろう。今回は、特に後者に焦点を当て、現在の日本がどういった状況であり、どのような課題があるのか、諸外国の事例にも触れながら述べる。

図1：国籍別外国人登録者数
(2011年末現在(速報値)、法務省、2012年2月)



諸外国に見る移民に対する言語教育

海外には、労働力不足の解消を目的に、20世紀後

半より移民を積極的に受け入れてきた国々がある。そういった国の多くは、移民がその国で自立的に生きていくために必要な言語能力や社会知識を身に付ける機会を提供している。例えば、European Migration Networkの調査（2009年）によれば、回答した18か国のうち9か国は、公的な移民向け自国語（移住先の言語）教育プログラムを実施している。ヨーロッパ以外でも、アメリカ合衆国、オーストラリア、韓国等に公的プログラムがある。もちろん、国によって、その国に入国・滞在するための条件や、これらのプログラムの対象、受講期間、任意か義務か、受講者の経済的負担の有無等はさまざまだが、その国が居住者として受け入れた人に対して、何らかの学習機会を設けている国は多いのである。

例えば、ドイツでは、社会統合プログラムを2005年から実施し、600時間（学習者の言語学習の背景等により、400時間から900時間までの幅がある）のドイツ語授業と30時間から45時間のドイツ社会に関するオリエンテーションの受講が義務付けられている。コース終了時には、CEFR（Common European Framework of Reference for Languages：ヨーロッパ言語教育共通参照枠）のB1レベルに到達することが目安となっているが、このB1レベルとは、A1（低）からC2（高）までの6段階の中で、「自立した言語使用者」のレベルとされるものである。「自立した」という言葉が表すように、この社会統合プログラムでは、ドイツ社会で自分の力で生活できる程度のドイツ語を身に付けることが目指されていると捉えることができる。

また、オランダでは、ドイツに先んじて1998年より、市民統合プログラムの受講を義務付け、オランダ語とオランダ社会に関する知識を学ぶ機会を与えていた。しかし、その後、2006年以降の入国者について、受講は任意とし、その代わりに市民統合テスト（CEFRのA2レベル）に合格することを永住許可申請の際の条件の一つとする、という方針転換を図った。その国の言語の能力を有することを永住許可申請の要件とすることには賛否があろうが、オランダ政府は言語能力のない者を国から排斥するためにテストを導入したわけではなく、あくまでも言語能力の向上を期待している。その姿勢の表れとして、政府は移民が市民統合プログラムを受講することを

奨励しており、プログラム受講を可能にするためにさまざまな補助金を設け、実質的には無料で受講できるシステムを作っている。また、テストの方法にも工夫がなされており、コンピューターを用いたテスト、対面でロールプレイなどを行うパフォーマンステスト、実際の生活でオランダ語を用い、その証拠となる書類をファイルしていく「ポートフォリオ評価」等が組み合わされており、一回の筆記テスト、一律一斉のテストで全てが決まるといったようなものではない。特に、ポートフォリオ評価は、社会の中でオランダ語を用いて話したり書いたりしたことの証しを収集していくというものであり、これによってオランダ語能力の証明とするだけでなく、交流を促進し、移民が孤立せず、オランダ社会に入っていくことを促すというウォッシュバック効果を狙っており、市民統合の目的を具現化したものとなっている。

オランダの例を見ると、在住外国人の、社会における営みが画一的なものではないことを認識したうえで、プログラムやテストが設計されていることが分かる。例えば、テストにおいては五つの領域が準備され、「市民生活」を共通領域として、他の四つ（育児・健康・教育、就労、社会参加、起業）については、自身の生活に応じて何を重点的に学ぶかを選べるようになっており、それは当然、プログラムの内容にも反映される。また、すでに職業を持ち、家庭を維持するなど、日々の生活を営んでいる人がプログラム受講者であることに配慮し、プログラム開始時期、受講期間や受講のペース、受講場所など、受講者自身の都合に合わせる工夫がなされている。

定住外国人に対する日本語教育の現状

翻って日本における外国人、特に、就労を目的に、あるいは結婚を契機に日本へ来ることとなった定住外国人の日本語教育・学習の状況を見ると、学習を支援・促進する体制が整備されているとはいえない。例えば、文化庁の調査によれば、国内の日本語教育機関（国際交流協会や任意団体による教室も含まれる）で学ぶ人々は167,594人（2010年11月1日現在）である。しかし、このうちの約10万人は留学生として大学や日本語学校等に属している人であり、それ以外に、いわゆるビジネス関係者等、日本語を学ぶ

機会が比較的確保しやすい人々が1万人はいるであろうことを想定すると、就労・結婚を目的に来日した人々で日本語学習機会を活用できている人は多くても6万人に満たないと思われる。また、彼らが日本語を学ぶ場は、多くの場合、週に1回2時間程度の無料の教室であり、日本で生活するに足る日本語、社会の一員として活躍するために必要となる日本語を身に付けるには、かなりの期間を要することとなる。また、そういった教室で日本語学習支援を行う人々は、立場、資格、報酬の有無などさまざまであり、教育・学習の責任を必ずしも負うわけではなく、教育成果に関して評価の対象とはならない。

さらに、実は、日本語での生活が困難であるにもかかわらず、こういった教室には姿を現さない人々も多数存在する。国立国語研究所が2008年に実施した全国規模のアンケート調査(注1)では、1,662人の外国人回答者のうち、日常生活に困らない程度にできる言語として日本語を挙げなかった人が約4割いた。このことから、限られた日本語能力しか持たない人々が、現在の日本には数十万人規模で存在すると推定できる。しかしながら、前述のとおり、日本語学習の機会を利用している人はそのごく一部にすぎない。

同調査では、日本語学習にかかわる悩み・不安も尋ねているが、悩みがあると答えた人(全体の72%)たちが抱える問題は、母語で学べる学校・教室がない(27.3%)、都合のいい場所や時間に学校・教室がない(26.1%)、勉強に充てる時間がない(26.0%)、満足できる授業内容を提供する学校・教室がない(20.5%)が主なものであった。これらは、各地の日本語教室がボランティアによって支えられていることの限界でもあり、また、定住外国人の生活実態を映し出しているともいえる。そして、これらの問題のいくつかは、学習者の置かれた状況を理解したうえで、学習環境を整えることによって解決が可能である。そのためには、これまでのように、ボランティアの善意なくしては成り立たない方法や、自治体レベルの取り組みにとどまることなく、国のレベルで、日本語教育の体制を整えていく必要がある。

新たな動きと今後の課題

2006年末、外国人労働者問題関係省庁連絡会議は、

在住外国人の増加、日系人を中心とした定住化、外国にルーツを持つ子どもの増加等を踏まえ、『「生活者としての外国人」問題に関する総合的対応策』を発表し、その中で、「日本語教育の充実」を推進することも明言した。これ以降、「生活者としての外国人」に対する日本語教育が大きな課題の一つとして取り上げられるようになり、各種の研究や教育事業が展開し、2007年には文化審議会国語分科会の中に日本語教育小委員会が設けられた。

この時点で、「生活者としての外国人」に対する日本語教育に関しては、次のような課題があったと考えられる。

- (1)日本社会で生活をする上で必要となる日本語は何か
- (2)その日本語を学ぶためにはどういった方法が適当か
- (3)その日本語の習得状況をいかに評価するか
- (4)その日本語を教える上で必要となる指導力とは何か

もちろん、これらの課題に関し、参照すべき資料がなかったというわけではない。すでに、中国帰国者や難民に対する日本語教育を推進するために行われてきた各種の調査研究や教育実績から得られたデータ、日本語教師に求められる資質・能力に関する研究によって得られた知見等、現在の日本語教育の基盤となったものはある。しかし、これまでの日本語教育では、昨今の「生活者としての外国人」の学習環境、学習経験、言語使用場面、生活実態、母語、年齢等、多様化が進んだ状況に対応することはできない。さらに、これらは課題の一部にすぎず、生活者としての外国人に対する日本語教育を実現するための法整備、体制作りといった、教育の内容及方法について検討するだけでは済まされない課題についても並行して取り組む必要がある。

このような状況の中、日本語教育小委員会は、生活者としての外国人が、地域社会の一員として社会参加するために必要な日本語教育の体制整備、内容の改善についての審議を行い、生活者としての外国人に対する日本語教育の目的・目標を明らかにし、国、都道府県、市町村の役割等について一定の考え方を示した。そして、2010年には、国として、「多様な日本語教育の実践の指針となる標準的な教育内

容を具現化するもの」として、「標準的なカリキュラム案」を示した。

このカリキュラム案には、まず、生活者としての外国人に対する日本語教育の目的・目標が示された(表1)。

「標準的なカリキュラム案」は、生活者としての外国人が日本語で行うことができることが期待される生活上の行為として収集・整理された事例に基づき、生活上の基盤を形成する上で不可欠な行為の事例をまとめたものとなっている(表2)。全30単位、60時間の学習時間を最低限の目安として設けており、現場の実情に合わせ、時間設定をすることとなっている。学習の順序や方法はさまざまであることが想定されている。

また、これらができるようになれば、日本で十全な生活を送れる、というわけではなく、職に就いたり、子育てをしたりする上で用いる日本語は別途、必要となる。

このカリキュラム案に続き、2011年には『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック』が発表され、カリキュラム案をもとに、日本語教育プログラムをどう設計したらよいかを示された。さらに、小委員会は、生活者としての外国人に対する日本語教育のあり方を具体的に示すため、教材例集の作成を行い、並行して、生活者としての外国人の日本語能力の評価についての審議も行った。これに続けて、2012年には、生活者としての外国人に対する日本語教育を担うための指導力の評価についての検討が行われる予定である。

以上のように、この数年の間に、定住外国人に対する日本語教育の体制整備に向け、その教育内容や教材、評価方法に関する検討が急速に進んだ。しかしながら、在住外国人に対して日本語学習を義務化するのか、あるいは学習機会を保障するのか、そして、義務化あるいは保障された場合に、誰がその教育・学習に携わるのか、といったことについての議論は国のレベルにおいて、いまだなされていない。体制の整備・実行のための「中身」は一定程度、充実したと言えるが、今後は、その中身が確実に用いられる枠組みを作る必要がある。

表1：生活者としての外国人に対する日本語教育の目的と目標

(1) 目的 言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになること
(2) 目標 ○日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること ○日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること ○日本語を使って、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること ○日本語を使って、文化的な生活を送ることができるようにすること

(文化審議会国語分科会、2010年)

表2：標準的なカリキュラム案で扱う生活上の行為の事例 (一部)

I 健康・安全に暮らす[7単位] 01 健康を保つ[3.5単位] (01) 医療機関で治療を受ける[2単位] ・隣人に容態を伝えて助言を求める ・初診受付で手続をする ・医師の診察を受ける ・病気への対処法・生活上の注意などを質問し答えを理解する (02) 薬を利用する[1単位] ・医療機関で処方せんをもらい、内容を確認する ・症状を説明し、薬を求める ・薬剤師等の「効能、用法、注意」の説明を理解する	III 消費活動を行う[4.5単位] 05 物品購入・サービスを利用する[3単位] (08) 物品購入・サービスを利用する[3単位] ・必要な品物を扱う店等を探す ☆目的によって店舗の種類を使い分けることを知る ・販売しているところを探す ・デパート、スーパーマーケット、コンビニ、電器店、書店等で買い物をする ・店内の表示を見たり店員に尋ねて欲しいものの場所を探す ・売り場を尋ねる
--	--

(文化審議会国語分科会、2010年)

その際に、我々はさらなるデータを必要とすることになる。国として、生活者としての外国人に対する日本語教育を計画するためには、日本語を学ぶ必要のある人が現在の日本にどの程度存在するのか、標準的なカリキュラム案にまとめられた日本語を身に付けるためにどれだけの授業時間や自習時間が必要なのか、といったことについての正確なデータである。しかし、データが集積するのを待つのは本末転倒である。今後、全国レベルの調査研究を推進し、在住外国人に関する信頼できるデータを収集しつつ、教育を実施し、教育実践に関わる客観的データを収集・蓄積していくことにより、「生活者としての外国人」に対する日本語教育のよりよいシステム作りは可能となるはずである。同時に、市区町村のレベルですでに実施されている教育事例を評価し、全国的な動きへと展開することも期待される。豊田市が行う「とよた日本語学習支援システム」などは、その格好のモデルとなるはずである。

【参考文献】

- ・国立国語研究所日本語教育基盤情報センター学習項目グループ・評価基準グループ(2009年)『生活のための日本語：全国調査結果報告<速報版>』
http://www.ninjal.ac.jp/products/nihongo-syllabus/research/pdf/seika_sokuhou.pdf
- ・文化審議会国語分科会(2010年)『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について』
- ・European Migration Network(2009年) Ad-hoc query on language and orientation courses for immigrants.

(注1) 全国20地域において、地域の日本語教室、国際交流団体、外国人ネットワーク、外国人を雇用している企業等を通じてアンケート用紙を配布。

2

ドイツの在住外国人に対する言語学習制度

(財)自治体国際化協会ロンドン事務所主任調査員 イルメリン・キルヒナー

背景

ドイツは、1950年代から労働力が不足していたため、海外からの労働者を受け入れ始め、移民の歴史はすでに60年を超えるが、長い間「移民国である」ということを政治的に認めてこなかった。1990年代には、外国人の社会的な統合（Integration）を促すことが重要課題であることが一般的に認識され、2000年以降に新しい外国人法を制定する動きが起こった。戦後からドイツへの移住が続いたため、またソ連の崩壊を機会に、ドイツ系後期帰還移住者（Spätaussiedler）が数多くドイツに来たため、単純に「外国人」と言えない。現在では、「移民の背景を持つ人々 Personen mit Migrationshintergrund」という定義が使われている。その中には、①1949年以降に現在のドイツ連邦共和国に移住した人、②ドイツで生まれたすべての外国人、③ドイツ国籍を取得した外国人、④少なくとも両親の片方が移民であるか、もしくはドイツで生まれた外国人である、という住民が含まれる。2009年のドイツの総人口8,190万4,000人のうち、1,604万8,000人が「移民の背景を持つ人々」であり、19.6%を占める。

ドイツにおける移民統合を目的とした言語教育には二つの大きな柱がある。一つは、大人を主な対象とした「統合講習 Integrationskurs」であり、もう一つは子どもを対象に就学前から開始される言語習得促進策である。

移民の背景を持つ成人のための言語教育

2005年、「滞在法」が施行され、その第43条から第45条により、社会参加するにはドイツ語の能力が不十分である人々を対象とする「統合講習」が導入された。統合講習の目標は、ドイツ語能力を、自立的な言語運用ができる水準を満たす程度まで身に付けさせること、日常生活に必要な知識を伝達すること、ドイツの法令、文化および歴史に関する知識を伝達することである。

「統合講習」の参加資格

統合講習の参加資格者は、簡単なドイツ語による意思疎通ができない長期滞在の外国人や後期帰還移住者を含むドイツ国籍保有者など移民の背景を持つ人々である。したがって、統合講習参加者は、外国人に限らない。また、最低限必要な程度のドイツ語ができない人に対しては、参加を義務付けることもできるとし、社会保障を受けるための条件ともなっている。

「統合講習」の概要

統合講習は、語学講習および市民教育コース（オリエンテーション）で構成され、ドイツ語能力を証明するための「入国者のためのドイツ語テスト Deutsch-Test für Zuwanderer: DTZ」が修了試験となっている。市民教育コース（Orientierungskurs）は45授業単位であり、ドイツの法令、文化および歴史に関する知識を伝達することが目的で、別に行われる試験で修了となる。なお、2012年からは市民教育コースは60時間に延長される予定である。

統合講習の構造は、300授業単位の「基礎言語講習」に300授業単位の「言語向上講習」が続く。特定の対象集団のためには、900授業単位に延長された講習がある。その対象は、若年者、女性、子を持つ親、そして読み書きのできない人々であり、それぞれの事情に合わせた講習となる。

「統合講習」における連邦政府・地方自治体・民間団体の連携

統合講習は連邦政府の政策であり、「統合講習令」によりその実施が規定されている。政府の財政負担となるが、実施は地方自治体と地域の協力で行われている。連邦移民難民庁（Bundesamt für Migration und Flüchtlinge BAMF）が基本方針を定め、統合講習の実施のための手続きを決め、国家の下位執行機関の役割を果たす市町村の外国人局を通じて、取り組みを実施に移す。連邦移民難民庁は、統合講習を行う機関に講習実施の許可を与える。実施機関は、

自治体と緊密に連携している生涯教育などを行う市民大学（Volkshochschule）、民間語学学校や教会を含む非営利団体であり、現在では1,700以上の組織が許可を受けている。また、2010年以降、教員も認可制となり、連邦移民難民庁は全国の認可教員の登録を行っている。教員の要件は、「外国語としてのドイツ語」の大学卒業資格か、連邦移民難民庁の研修コースを修了していることである。

財政負担および講習料

連邦政府は、2011年に2億1千800万ユーロ（約230億円）を負担し、受講者一人当たり、授業単位ごとに2.35ユーロを講習提供団体に支払う。受講者の自己負担は、1授業当たり1ユーロであり、645時間の普通講習の場合は、645ユーロの負担となる。生活保障を受けている参加者の場合には、その負担を免除されることがあり、また、受講資格

が公示されてから2年以内に修了試験に合格した場合、支払った参加費の半額が還付される。



バド・デュルクハイム市での女性のための統合講習の様子 ©Stadt Bad Dürkheim

子どもを対象にした言語習得促進策

ドイツでは、教育は州の管轄であるため、全国の統一された政策はなく、詳細については州ごとに見る必要がある。

就学前の対策

子どもの言語習得では、学校に入学する前の時期が最も大切である。2007年に連邦政府、州、地方自治体およびスポーツ協会などを含む非営利組織の間で合意された「国民統合計画」の中で、幼少期教育におけるドイツ語教育の促進が目標として挙げられた。その後、各州があらゆる子ども向け施設でのドイツ語習得を促進した。さらに、2012年1月に発表された「国民統合活動計画」においては、今なお一般的なドイツ人の子どもより通園率が低い移民の背景を持つ子どもの乳幼児学童保育総合施設の利用を促し、早期の言語習得促進に力を入れることを目標としている。施設の提供・運営は州および地方自治体の責任で

あることを認識しつつ、特に必要である地区の約4,000施設において、言語習得促進を行う職員が新たに採用できるよう、連邦政府は補助金事業を開始している。

学校に転入する子どものドイツ語習得促進教育

ドイツでは、国籍を問わず子どもはすべて学校教育を受ける義務がある。したがって、ほとんどの子どもは普通の公立学校に転入する。この場合の措置は、各州が定めているが、ここではニーダーザクセン州の例を説明する。同州の州内教育に関する規定の第54条では、「十分なドイツ語能力のない児童のために特別支援をする」と明記している。ドイツ語を母語としない子どもの言語能力判定については、「ドイツ入国時点で学校教育を受ける年齢に達している児童に対し、ドイツ語能力を対話で確認し、当該児童の学齢と言語能力に差がある場合、特別準備授業を提供する」となっている。この時の判断基準は個人と学校が協議をして決めることであるため、標準がない。ドイツ語能力に問題がある児童が学校あたり10人いる場合は、特別クラスの設置が義務付けられている。この場合、特別クラスの構成生徒の学齢は問わず、また複数の学校にまたがって設置することも可能である。小学校1年生から4年生は週20時間、5年生から10年生は週30時間のクラスが設置される。さらに、必要な場合には、前述の特別クラス修了者を対象として、追加支援クラスを設置することができる。この場合、小学校1年生から4年生は週4-6時間、5年生から10年生は週5-10時間のクラスが設置される。各学年に編入されるために必要な言語の標準はなく、学校と個人の協議で決められる。

おわりに

2005年からは、移民の背景を持つ人のためのドイツ語教育が「統合講習」の導入で大きく拡大され、統合政策の中で重点政策の一つとなった。現在の課題は、「統合講習」の修了試験の合格率を高めること、そして就学前の子どもの言語習得をさらに改善することである。

【参照】

- ・金箱秀俊「移民統合における言語教育の役割—ドイツの事例を中心に」、国立国会図書館、文教科学技術調査室、レファレンス 2010年12月
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/071903.pdf>

3

フランスの在住外国人に対する 言語学習制度について



(財)自治体国際化協会前パリ事務所所長補佐 安藤 洋行 (静岡県派遣)

はじめに

フランスの在住外国人や移民(注1)の子弟に対する言語学習制度は大きく二つに分かれる。一つは、就学中の児童・生徒を対象として学校制度の中で実施されているもので、もう一つは、就学を終えた未成年者や成人を対象とするものである。

そこで、本稿では、それぞれの公的な言語学習の制度を概括する。

なお、以下、就学中の児童・生徒を対象とした学校制度における支援について言及する場合は、一般に、移民の子弟が多く通う公立学校を念頭に置いて記述する。

1 就学中の未成年者に対して

フランスでは、国籍を問わず6歳以上の者は義務教育を受けなければならない。学校は、外国からフランスに移住してきた児童・生徒や、国内で生まれた移民の子弟を受け入れるが、このような児童・生徒の中には、仏語能力に課題を抱えたり、移住前に十分な教育を受けていない場合があり、就学に支障がある者がいることから、国は学校に対して次のような受入体制を整えるように通達している(注2)。

(1) 能力判定テスト

フランスでは、一般に、外国に出自を持つ児童・生徒を普通クラスに受け入れても学習に問題がないかについて判定を行うために、学校はこれらの児童・生徒に能力判定テストを行う。この能力判定テストは全国統一の内容ではないが、主に次の内容をチェックするものになっている。

- ・ 仏語能力
- ・ フランスに移住する以前に、現地の言語による学校教育で修得した知識
- ・ さまざまな分野に関する知識および興味関心

この能力判定テストで普通クラスの能力レベルに達していないと判定された児童・生徒は、普通クラスに編入されるために必要な仏語能力と基礎学力を身につけるため、就学支援クラス(Classes d'accueil,

CLA)で教育を受ける。

(2) 就学支援クラス(Classes d'accueil, CLA)

フランスでは、小学校、中学校、高等学校は、就学支援クラスを設置することができる。小学校では就学支援クラスとして、「仏語を母語としない児童のための入門クラス(Classes d'initiation pour non-francophones, CLIN)」が設置され、児童は毎日、仏語を学習し、残りの時間は普通クラスでほかの児童とともに授業を受ける。フランスに移住してきた児童をできるだけ早く普通クラスに編入させることを目的としている(通常は1年後の編入を目標としている)。

中学校と高等学校では、生徒の就学状況によって2種類の就学支援クラスを設置することができる。一つは、アルファベットから始める「フランス移住前に学校教育を受けていない生徒のための就学支援クラス(Classes d'accueil pour élèves non scolarisés antérieurement, CLA-NSA)」と、もう一つは、通常の「就学支援クラス(Classes d'accueil pour élèves normalement scolarisés antérieurement, CLA)」であるが、こちらは学業に困難を抱えている生徒への支援の側面も持つ。

2 就学を終えた未成年者や成人に対して

フランスへの移住者のうち、就学を終えた未成年者や成人への言語学習支援は、受入統合契約(Contrat d'accueil et d'intégration, CAI)と移住者の家族呼び寄せの枠組みの中で行われている。いずれも査証交付や滞在許可の入国管理行政と関連性を持って実施されている。

(1) 受入統合契約による仏語研修

【受入統合契約とは】

受入統合契約は、外国から移住する者が、フランス国内で長期にわたり生活できるよう、フランス社会に参入し溶け込んでいく上で最低限必要な知識とフランス語能力を身につけることができるようにすることを目的として、2003年から導入された施策である(注3)。この契約に基づき、移民受入国としてフランスは、移住者に対して、国の統治理念、規範を

学ぶ公民教育研修や初歩的な仏語教育研修などを無料で実施し、移住者はその研修を修めなければならない。本契約の下で実施される研修の修了を怠った場合は、次回の滞在許可証の更新の際に考慮される。

受入統合契約の対象者は、フランスへの継続的な滞在を希望し、臨時滞在許可証 (carte de séjour temporaire) (注4) が交付された外国人である。ただし、臨時滞在許可証の中でも65歳以上の高齢者、短期滞在の前提で臨時滞在許可証の交付を受けた者、欧州出身者(注5) や十分に仏語能力を備えているとみなされた者などは例外的に受入統合契約の対象から除外されている。

【仏語研修】

受入統合契約を締結する際に、対象者がフランス社会で生活する上で最低限必要な仏語能力を備えているか否かを判定するために、筆記と口頭によるテストが行われる。このテスト結果が既定の水準に達しない場合は、受入統合契約に義務付けられている仏語研修を履修しなければならない。仏語研修は最長400時間にも及び、最終的には国民教育省の職業資格の一つである「仏語入門免状」(Diplôme Initial de Langue Française, DILF) の取得を目的に、仏語研修修了時に仏語能力テスト(筆記試験および口頭試験)を受けなければならない。このテストの受験費用は国が負担し、受講者は無料で受験することができる(ただし、受験料の公費負担は初回の受験のみ)。

仏語研修において取得目標とされる仏語入門免状は、①聞き取り、②読解、③会話、④作文の四つの語学能力を判定し、仏語の初級レベルとして認定するものである。仏語入門免状は「共通言語参照枠組み」としてEUで定めた言語習得レベル(注6)の中でも最も初級レベルのA1.1に該当する。

受入統合契約に署名した移住者に対する語学研修は、国が直接実施するのではなく、県ごとに国が協定を結んだ公立または私立の語学研修機関あるいはアソシアシオン(フランスのNPO)によって実施される。



多くの移民が住むパリ近郊のオーベルヴィリエ市の庁舎

語学研修の質については、受講者の受け入れおよびサポート、研修機関の施設および設備、講師、授業内容、研修機関の運営管理などの面で必要な条件を

満たしているかどうかを審査し、「Qualité française langue étrangère」(「外国語としての仏語教育の質」の意味)という認証ラベルを語学研修機関に付与することにより、語学研修の質を担保している。

(2) 呼び寄せ家族の渡仏前研修

受入統合契約の仏語研修のほかに、移住者の家族呼び寄せの枠組みの下で、呼び寄せ予定の配偶者や家族を対象に、渡仏前研修として公民教育研修と併わせて実施される初歩の仏語研修がある。目指す仏語レベルは受入統合契約の仏語研修と同じ仏語入門免状(DILF)レベルである。

むすびに

本稿では、フランスにおける外国に出自を持つ人々への言語学習の公的な制度について概括した。ここで分かることは、国家が、移住者および移住者の子弟への支援サービスとして、仏語教育と併せて、フランスの理念や価値観、社会制度などを教える公民教育を提供している点である。

フランスは、第二次世界大戦後、北アフリカのマグレブ諸国から、続いて1960年代以降はサハラ以南のアフリカ諸国から多くの移民を受け入れてきた。一方、こうした非欧州文化圏からの移民やその子弟のフランス社会における社会的・経済的格差は依然として解消されず、郊外問題などと絡んで社会問題化してきてすでに久しい。移民とその子弟のフランス社会への統合の実質的な促進は今なおフランスの喫緊の重要な課題である。

ここで紹介した現在の外国に出自を持つ人々への言語学習支援には、こうしたフランスの事情が反映されている。

【参考文献】

- ・クレアレポート No.363 「フランスの移民政策—移民の出入国管理行政から社会統合政策まで—」(自治体国際化協会、2011年7月14日)
http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/c_report/pdf/363.pdf

- (注1) 仏国内で滞在しているもののうち、外国で生まれた外国人と外国生まれの仏国籍取得者を併せて移民と呼ぶ。
- (注2) 十分なフランス語能力あるいは基礎学力を有しない、フランスに新規移住する就学児童生徒の学校教育に関する2002年4月25日の通達(Organisation de la scolarité des élèves nouvellement arrivés en France sans maîtrise suffisante de la langue française ou des apprentissages, C. n° 2002-100 du 25-4-2002)
- (注3) 海外県も含めた全県で実施されるようになったのは、2008年から。
- (注4) 臨時滞在許可証は、新規に入国した外国人に対してまず交付される滞在許可証。同許可証は滞在目的等により12種類に分かれており、有効期間は最大1年。
- (注5) 欧州経済領域加盟国(欧州30か国)とスイスからの移住者
- (注6) EUの共通言語参照枠組みの言語能力参照レベルはA1からC2までの6段階に大別される。

4

カナダにおける在住外国人に対する言語学習制度



(財)自治体国際化協会ニューヨーク事務所所長補佐 細田 尚作 (総務省派遣)

カナダの移民政策

カナダの移民政策は、憲法で連邦の責務とされているが、その実施については、カナダ移民法で連邦政府と州政府の連帯責任とされており、双方でさまざまな合意が締結されている。

これらの合意に基づき、新移民に向けた政策に必要な資金を連邦政府から州政府に供与し、語学研修や雇用サービスなどを提供している。

連邦政府は、カナダ移民局（CIC）を通じて移民を管理している。CICの新移民向けプログラムとサービスは、CIC経由で連邦政府関係機関により実施されているものもあるが、大部分はCICからの委託を受けた民間組織等と州政府との連携で行われている。

LINCプログラムについて

(1) 目的

新移民の成人に対する連邦政府の言語学習支援は、「自立した労働力としての社会への融和」を目標とし、言語教育プログラムLINC (Language Institution for Newcomers to Canada) によって、1992年に開始された。

(2) 概要

同プログラムでは、語学力の目標レベル判断基準であるCLB (Canadian Language Benchmark) により、四つの学習分野 (①スピーキング・②リスニング・③リーディング・④ライティング) ごとに12レベルに分け、レベルを三つのカテゴリー (初級レベル1-4・中級レベル5-8・上級レベル9-12) に分類している。

受講希望者は、各自治体に設置されているアセスメントセンターで、CLBのレベル判定やオリエンテーションを受けるとともに、カウンセリング

を行った後、受講者の語学レベルや住居環境等に適したSPO (Service Provider Organization) が決定される。SPOはCICから資金提供を受け、授業を行う非営利セクターであり、各自治体に置かれている。

受講者は、新移民全体の25%程度であり、資格要件は、①カナダ永住者、②現にカナダ国内に居住する永住権申請中の外国人などに限られ、市民権を得た者は対象外となる。

プログラムの受講は、利用者の任意となっており、一部の州を除いて、原則は学習時間に制限はなく、授業料も無料となっている。

学習カリキュラムは、CLBの基準を満たすプログラムの構成が求められ、CICにおいて、各レベルに応じたガイドラインを作成し、全国の授業の標準化を図っている。

授業システムは、州によって異なるが、1日5時間、週5日が平均となっており、クラスもフルタイムのほか、パートタイム、夜間クラス、土曜クラスが開設されている。

さらに、自宅からの通学が困難な場合におけるインターネットを利用した自宅学習や障害者用プログラム等、受講者の細かなニーズに合わせたさまざまな授業が実施されている。

ただし、現実的な問題として、受講者は自らの生活のため、就労、家事等を行わなければならないことが多いことから、経済的に余裕が無ければ、学習を継続し続ける生徒はほとんどいない。なお、受講者の学習時間は平均350時間程度、また、CLBのレベルを1段階上げるためには250~500時間が必要とされる。

受講者が州間で移住した場合、6か月以内であれば、持参した自己記録に基づき、移住先でも学習を継続することができる。しかしながら、移住後6か月を経過した場合は、レベル判定を再度受けなければならない。CLBによる判定結果は、原

則、州のデータベースに一括保管されるが、個人のプライバシーの観点から、アクセス権は制限されている。

講師の資格条件について、CCLB (Centre for Canadian Language Benchmarks) が定めた基準では、①教育学/ESL教授法の学位保持者、②TESL Canada Foundationからの資格認定、③300時間の授業経験、④CCLBによる資格認定が必須となっている。

しかしながら、これはあくまで全国基準であり、実際は資格を満たす人材確保が困難な場合、各SPOの判断により、雇用の決定がなされる。なお、講師の給与は、雇用契約を締結するSPOによってそれぞれ異なる。

(3) 各自治体の状況

【ケベック州】

LINCプログラムの受講時間は、1人990時間までとなっており、授業料も入国後5年が過ぎた場合は有料となる。

授業システムは、フルタイムクラスが1日6時間、1セッションを週30時間×11週として、年間4セッションを実施している。週30時間のうち、20時間は正規講師との通常授業、10時間は講師アシスタントと会話練習や課外授業を行い、1セッションの継続受講を原則としつつも、途中休学や再開を可能としており、パートタイムクラスも用意されている。

【マニトバ州】

アセスメントセンターは4か所、SPOは28か所あり、同州ではLINCプログラムの受講資格を失った移民（市民権を得た者）に対して、州政府が独自にEAL (English as an Additional Language) プログラムを提供している。

さらに、新移民が働きながら英語学習ができるプログラム「English at work」を実施し、英語講師の給与を雇用主と州政府が折半し、雇用主は雇用する新移民が就業時間の半分を英語学習に充てることを認めている。本プログラムにより、学習者および雇用主ともに州政府の援助を受けながら、英語が不得手な従業員の仕事能率の向上、州

政府も経費削減が図れるなど、費用対効果も高いため、プログラムを導入している企業も多く、1社当たりの受講者数はおよそ4～5人となっている。

外国人学校の位置づけについて

国内には、日本人補習校が10校存在するが、全日制ではなく、学校としての認可を受けていないことから、州政府等の行政側からの財政支援は一切ない。カナダにおいて、学校としての認可を受けるためには、授業を英語またはフランス語で行うことが要求される。

外国人であれば、外国人学校に通うことは自由であるが、カナダ国籍を有する移民は、義務教育を受けなければならない。なお、公立学校に英語およびフランス語以外の言語を教育する義務はない。



5

オーストラリアにおける言語教育について ～ニューサウスウェールズ州を例に



(財)自治体国際化協会シドニー事務所所長補佐 川上 深志 (群馬県太田市派遣)

国民の4人に1人は外国生まれ、その出身国は200か国・地域以上、使用される言語数は400言語にも上る「移民国家」オーストラリア。英語は事実上の公用語であるが、英語以外のさまざまなバックグラウンド言語を使用する国民が多くいる現在では、異なる民族・文化・宗教を尊重し、共に社会を構成していく多文化主義が社会各層に浸透し、行政、NPO、地域社会が一体となった取り組みが進められている。オーストラリアの移民に対する施策は国家レベルで推進されるものだが、実際のプログラム内容は、州によって異なっているため、本稿ではニューサウスウェールズ州（NSW州）の取り組みを中心に紹介する。

連邦政府のプログラム

①移住者への語学支援

AMEP (Adult Migrant English Program) は、成人の移民および難民向けに、生活上必要な英語レベルの習得に重点を置いた無料（最大で500時間）のプログラムである。これは連邦政府移民市民権省 (Department of Immigration and Citizenship) が実施・財政負担し、運営はNSW州政府教育コミュニティ省 (DEC; Department of Education and Communities) と民間語学学校等に委ねられている。英語教室は、州政府が管轄・運営している公立の専門学校 (TAFE; Technical and Further Education)



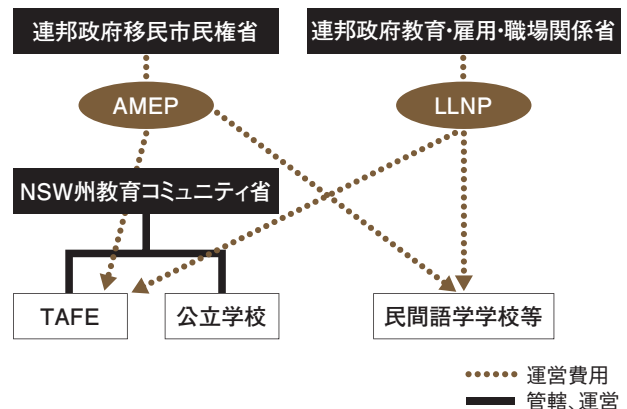
AMEPの授業の様子 (民間語学学校 Navitas English Pty.Ltd.提供)

のほか、競争入札によって資格を得た民間語学学校やコミュニティーカレッジが実施している。授業は受講者のニーズに合わせて柔軟に対応しており、通信教育や家庭教師を付けての自宅学習も可能である。受講に当たっては、本人の語学能力の判定と、受講時間についての確認を行うための面接を行い、各個人の能力に合わせて3段階に分かれたコースに振り分けている。

②移住者への就職支援

LLNP (Language Literacy and Numeracy Program) は、基礎的学力が低いために就職が困難な成人を対象に、最大800時間の読み書きと計算のトレーニングを無料で提供している。当プログラムは、連邦政府教育・雇用・職場関係省 (Department of Education, Employment and Workplace Relations) が財政負担している。実施している英語教室はAMEPと同様である。受講に際しての条件として、15～64歳である、連邦政府の就職支援・職業紹介機関に登録して就職活動中である、全日制の学生ではないことなどがある。

プログラムの概略図



公立学校への移住者（短期滞在者も含む） の受け入れと英語教育

NSW州内の公立学校の生徒のうち30%近くが英

語以外の言語をバックグラウンド言語とする生徒である。こうした生徒にとって、英語の習得は、教育機関での学習や将来の就職のために必要不可欠なものとなる。NSW州の小学校は、Year 1（6歳）からYear 6（11歳）、中等教育学校（日本の中学校・高校に相当）は、Year 7（12歳）からYear 12（17歳）であるが、それぞれ編入生の扱いが異なる。

小学校の場合は、原則として英語力や就学経験を問わず、年齢にふさわしい学年に編入させる。そこで、英語を専門にサポートするESL（English as a Second Language）教師と、クラス担任教師が協働して作成する指導プログラムをもとに教育を受ける。

中等教育学校以上の場合は、まず英語能力の査定を受け、普通クラスへの編入が難しいレベルと判断された場合は、集中英語センター（Intensive English Centre）または集中英語ハイスクール（Intensive English High School）にて、生徒の状況によって30週ないし40週間の授業を受ける。授業は、英語だけでなく、各教科を英語で学習し、歴史・地理など、オーストラリア社会へのオリエンテーションの効果もある。

インターナショナルスクールの位置づけ

「NSW州教育法（Education Act）1990」により、NSW州教育委員会（NSW Board of Studies）は、州内の私立の小学校、中等教育学校の登録および監視の責任を負っている。同委員会に登録された学校は、定められたカリキュラムを実施しなければならない一方で、連邦政府、州政府から補助金を受けることができる。また、同委員会に登録された学校を卒業した生徒は、義務教育を卒業したものと認められ、英語教育はカリキュラムにおいて必須となっている。

州政府によるバックグラウンド言語教育支援

公立学校では移民生徒のバックグラウンド言語および文化を教えているが、小学校と中等教育学校で実施形態が異なる。

①小学校

小学校では、学校の授業の一環としてバックグラウンド言語および文化を学ぶ機会がある。「Community Languages Program」と呼ばれるもので、

さまざまなバックグラウンドを持つ生徒が集住している学校（152校）で実施され、特別教師が配置されている。全体の言語数はアラビア語、中国語など30言語に上り、学校によって実施している言語の種類、数はさまざまである。

②中等教育学校

中等教育学校のうちの16校ではSSCL（Saturday School Community Languages）とよばれるプログラムがあり、合計24言語の教育が学校の教室を利用して毎週土曜日に実施される。実施校は、DECの職員の協力のもと、授業の運営を行っている。生徒は通学している学校とは関係なく、必要な言語に応じてそれぞれの学校に通うことになる。生徒が学べるのは自らのバックグラウンド言語のみであり、またこの授業の言語はHSC（Higher School Certificate；高校修了試験、事実上の大学入試にもなる）科目の一つとして選択することが認められる。

移民コミュニティによる母語教育

移民が運営する学校をコミュニティ・ランゲージ・スクール（CLS；Community Language School）と呼び、放課後または土日に、生徒のバックグラウンド言語の教育を実施している。主に、英語を母国語としない移民生徒の保護者が地域の公立学校施設等を借りて運営している。CLSは就学前からYear 12までの普通校に通う生徒に対して、授業時間外に実施され、一定の条件のもとNSW州から運営助成金や公立学校施設の無償使用を受けている。

おわりに

オーストラリアにおいては、経済発展を実現していく上で移民の受け入れは欠かせないものとなっている。移民とその子どもたちは英語とオーストラリア文化を理解し、社会に溶け込んで経済成長に貢献するとともにバックグラウンド言語を保持し、バイリンガルとして文化の多様性と国際ビジネスへの参画が期待されている。また以前から住んでいるオーストラリア人は外国語と外国文化を習得し、多様性社会への理解と調和社会の発展への貢献が期待されている。多文化・多言語を強みとするオーストラリアの今後の施策にこれからも注目していきたい。

6

韓国における在住外国人に対する 言語学習制度について



(財)自治体国際化協会前ソウル事務所所長補佐 武藤 晶子 (福島県派遣)

韓国内に居住する外国人の現況

韓国では1980年代後半以降の急速な経済発展を契機として、外国からの労働者が増加した。一方で、2000年代に入ると、国際結婚による結婚移住者の比率が増加してきている。結婚移住者の多くは中国や東南アジア出身の女性であり、農漁村地域の農林漁業従事者との婚姻比率が高くなっている。

行政安全部の調査によると、2006年の調査開始より韓国に居住する外国人住民は毎年20%以上増加している。2010年は世界的な金融危機により2.9%の増加に留まったが、2011年は経済回復などの影響で2桁以上の増加となっている(表1)。2011年1月1日現在の外国人住民は1,265,006人で、そのうち韓国籍を持たない者は1,002,742人で79.3%を占めている。韓国籍を持たない者のうち、外国人労働者は552,946人で外国人住民全体の43.7%、国際結婚による韓国移住者(結婚移住者)は141,654人で全体の11.2%、留学生は86,947人(6.9%)、在外同胞は83,825人(6.6%)、その他137,370人(10.9%)となっている。

韓国における外国人政策の転換

外国人労働者や結婚移住者の増加に伴い、人権侵害などのトラブルや地域社会への定着問題、国際結婚家庭の子女養育問題が増加してきた。このため韓国政府は2006年5月に外国人政策委員会を開催し、外国人に対する政策の基本方針を確立した。2007年には「在韓外国人処遇基本法」を制定し、在韓外国人が韓国社会に適応し、個々の能力を発揮できるよう外国人政策の策定や推進体系について定めたほ

か、人権擁護や社会適応支援などを受けられることが示された。5年ごとに外国人政策に関する基本計画を策定し、所管別に施行計画を策定・施行しなければならないこと(第5条、第6条)や国および地方自治体が在韓外国人の処遇に関する具体的な施策を講ずることができるとする根拠規定(第11条、第12条)を定め、それまでの国や地方自治体が外国人に対する施策に消極的な理由として挙げられていた、「関連規程がない」「予算執行の根拠がない」といった状況が解消された。また、「在韓外国人処遇基本法」では非正規滞在者については原則的に支援対象から除外されるが、民間団体等を通じて基本的な人権保障が守られるよう努力するとし、民間団体による間接支援の余地を残している。

政府・自治体等が支援する言語学習制度

政府・自治体では、「在韓外国人処遇基本法」に基づいて法的根拠を整備し、居住外国人に対する支援プログラムを提供している。地方自治体では、政府による「居住外国人支援標準条例案」(2006年10月策定)を参考に、居住外国人に対する支援プログラムを実施するための条例の制定を進めている。この条例案では、外国人支援の範囲として「韓国語および基礎生活適応教育」を例示しており、各地方自治体では条例を制定し、韓国語教育をはじめとした居住外国人支援プログラムを運営している。

韓国で働く外国人労働者の多くが「外国人労働者の雇用等に関する法律」(2003年制定)によって定められている「雇用許可制」により受け入れられている。韓国政府は受け入れる外国人労働者の人数、業

表1：外国人住民数年度別推移

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
外国人住民数	536,627人	722,686人	891,341人	1,106,884人	1,139,283人	1,265,006人
前年度比	—	34.7%	31.4%	24.2%	2.9%	11.0%

(行政安全部資料より)

種、送出国を毎年調整するほか、送出国と韓国政府の間で覚書が締結される。第7条で、外国人求職者の選考基準などに活用できるように国が韓国語試験を実施

することが規定されているほか、第11条では外国人労働者が韓国入国後に、韓国語および韓国に関する教育を受けなければならないことが規定されている。また、「多文化家族支援法」(2008年3月制定)に基づき、韓国人との国際結婚などによる多文化家族の支援を行う多文化家族支援センターでは、結婚移住者やその子女への支援として、韓国語教育や言語発達診断、二重言語プログラムなど、生涯周期別に応じた支援策を実施している。

表2：全国多文化家族支援センター設置数の推移

年度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
センター数	21	38	81	100	159	200

(女性家族部HPより)

ソウル特別市の実施する言語学習支援

ソウル特別市では、2008年1月に居住外国人支援施設としてソウルグローバルセンター、市内五つの地域にグローバルビレッジセンターを開設している。ソウルグローバルセンターでは在留タイプ別の韓国語講座、生活韓国語講座を行っており、クラス毎にレベルを設定している。在留タイプ別の韓国語講座は、1回2時間を18週実施し、受講保証金として30,000ウォン(出席率が80%以上は返金)、教材は受講者が購入となっている。生活韓国語講座は1回1時間30分の授業を12週、受講料無料、教材は受講者が購入することとなっている。グローバルビレッジセンターでも韓国語教室を実施しているが、カリキュラム等はそれぞれのセンターで異なっている。

一方、結婚移住者に対する支援施設として、多文

化家族支援センターが23箇所(2011年2月現在)に設置されており、大学関連機関や福祉財団などの民間団体に委託され運営されている。センターでは、結婚移住者に対する韓国語教育や、多文化家庭の子女に対する言語発達診断、結婚移住者の母国語による授業などを実施している。また、経済的・地理的にセンターへの来所が困難な家庭については、インターネットを利用した韓国語教育や韓国語教育等の専門家による訪問教育を行っているほか、専門指導士の養成も行っている。

居住外国人に対しては各支援機関によりさまざまな言語学習支援が行われているが、多文化センターで行われる支援については、法務部の社会統合プログラムにより2012年から教育時間、履修基準などを統一し標準化して実施するとされており、今後も居住外国人に対する言語学習支援策の充実が図られていく予定である。

【参考文献等】

- 行政安全部HP：http://www.mopas.go.kr/
- 女性家族部HP：http://www.mogef.go.kr/index.jsp
- ソウル特別市HP：http://www.seoul.go.kr/
- 外務省領事局外国人課、山脇啓造「イタリア、韓国における外国人政策に関する調査報告書」(2007年)
- 白井京：「韓国の外国人労働者政策と関連法制」『外国の立法』(2009年)
- 山元真弓：クレアレポートNo.367「韓国における多文化共生の取り組み」(2011年)

表3：ソウルグローバルセンター：在留タイプ別韓国語講座

クラス	レベル	授業日	時間	内容
結婚移民者クラス (International Spouses)	基礎	土	10:00~12:00	結婚移民者向けの家庭生活で使う韓国語
	初級	土	13:00~15:00	結婚移民者向けの家庭生活で使う韓国語
グローバルクラス (Global)	基礎	土	10:00~12:00	初めての韓国語、ハングルから
	初級	土	13:00~15:00	韓国語初級クラス
韓国語能力試験対策クラス (TOPIK Preperration)	初級	日	10:00~12:00	韓国語能力試験対策クラス(初級)
	中級	日	13:00~15:00	韓国語能力試験対策クラス(中級)
勤労者クラス (Migrant & office Workers)	基礎	日	10:00~12:00	初めての韓国語、ハングルから
	初級A	日	13:00~15:00	産業現場で使う韓国語(初級)
	初級B	日	13:00~15:00	事務室で使う韓国語(初級)

(ソウル特別市HPより)

7

各国の言語学習制度比較一覧表



	日本	ドイツ	フランス	カナダ	オーストラリア	韓国
公的な学習制度の有無	無	有	有	有	有	有
制度の財政負担者 (例：国、州、市町村)	—	国	国	国	州	市町村
個人負担の有無	—	有 (一部個人負担)	無	無 (5年間)	無	無 (教材費は個人負担)
運営主体 (例：学校、公民館等の公共施設)	—	国民学校、 民間語学学校、 教会、 NPOなど	各学校	大学やNGO	公立の 専門学校、 民間語学学校、 公民館など	大学、NGO、 福祉法人など
言語学習レベルの設定	—	初級～中級 4レベルまで (6レベル中)	初級 2レベルまで (6レベル中)	初級～中上級 8レベルまで (12レベル中)	初級～中上級	基礎～中級
標準的な勉強時間 (制度の上限時間)	—	600時間 (730時間)	400時間	無制限	510時間	36時間
市民教育 (国の概要、社会慣習等) オリエンテーション	—	45時間 (2012年からは 60時間)	1日	1～4週間 (自治体によって 異なる)	情報提供	有 (プログラムによって 異なる)
講師としての 要件・資格の有無 (質の高い教育の確保)	—	有 統合コース規定	有	有 Canadian Language Benchmarks 2000	有	一部有
子どもの 学校編入準備コース の提供	—	有 1年生～10年生	有 小学校～高校	有 (ESL)	有	一部有
子どもの補習校 (母語での補講クラス) の有無	無 (自治体によっては有)	有	有	有	有	有
民間団体、企業、 ボランティアの役割	主	補足的役割	補足的役割	補足的役割	補足的役割	補足的役割
外国人学校(母語教育)への 財政的支援の有無	無	有 代替学校	無	無	有	無 (教材費は個人負担)
外国人学校(母語教育)で 義務教育を受けることが 可能か(単位の互換性)	不可	可	不可	不可	可	不可

※ニューサウスウェール ※ソウル特別市の場合
ルズ州の場合